

[illegible][illegible]

鹿共第3号	北さつま漁業協同組合	出水市地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、基点8を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(基点2と基点3を結ぶ線から下流の広瀬川及び基点4と基点5及び基点6と基点7をそれぞれ結ぶ線から下流の高尾野川及び野田川の区域を含む)。ただし、次の区域を除く。 米之津港 次の点A、点Bを直線で結び、点B、点Cを半径35メートルの4分の1円で結び、点C、点D、点E、点Fを順次に直線で結び、点F、点Gを半径25メートルの4分の1円で結び、点G、点H、点Iを順次に直線で結び、点I、点Jを半径25メートルの4分の1円で結び、点J、点K、点Lを直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 点A N 32° 08′ 03″ E 130° 20′ 36″ 点B N 32° 08′ 05″ E 130° 20′ 36″ 点C N 32° 08′ 06″ E 130° 20′ 35″ 点D N 32° 08′ 07″ E 130° 20′ 19″ 点E N 32° 08′ 06″ E 130° 20′ 18″ 点F N 32° 08′ 07″ E 130° 20′ 13″ 点G N 32° 08′ 06″ E 130° 20′ 11″ 点H N 32° 08′ 01″ E 130° 20′ 11″ 点I N 32° 07′ 57″ E 130° 20′ 08″ 点J N 32° 07′ 56″ E 130° 20′ 08″ 点K N 32° 07′ 57″ E 130° 20′ 18″ 点L N 32° 07′ 55″ E 130° 20′ 21″ 基点及び点の位置 基点1 N 32° 10′ 05″ E 130° 21′ 39″ (出水市境川河口中央基点標石) 基点2 N 32° 06′ 57.5″ E 130° 20′ 17.8″ (米之津川の米之津橋右岸下流側橋脚) 基点3 N 32° 06′ 56.1″ E 130° 20′ 13.9″ (米之津川の米之津橋左岸下流側橋脚) 基点4 N 32° 05′ 35.8″ E 130° 16′ 41.8″ (高尾野川の松本橋右岸上流側橋脚) 基点5 N 32° 05′ 35.4″ E 130° 16′ 39.2″ (高尾野川の松本橋左岸上流側橋脚) 基点6 N 32° 05′ 31.9″ E 130° 16′ 26.6″ (野田川の荒崎橋右岸上流側橋脚) 基点7 N 32° 05′ 31.1″ E 130° 16′ 28.9″ (野田川の荒崎橋左岸上流側橋脚) 基点8 N 32° 07′ 41″ E 130° 13′ 59″ (阿久根市と出水市との境界の基点標石) 点ア N 32° 12′ 00″ E 130° 19′ 24″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 みりん漁業 はまぐり漁業あさり漁業 あわび漁業 しゃこ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 えび建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かこ網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 3月1日～12月31日 3月1日～12月31日 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出水市	なし
鹿共第4号	北さつま漁業協同組合	阿久根市脇本地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 黒之浜港 外防波堤北端と護岸(防波)上南端を結ぶ線、防波堤(南)東端と同東端から真方位78度の線と陸岸との交点によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 32° 04′ 06″ E 130° 12′ 19″ (旧阿久根町と旧三笠村との境界) 基点2 N 32° 07′ 41″ E 130° 13′ 59″ (阿久根市と出水市との境界の基点標石) 点ア N 32° 03′ 08″ E 130° 08′ 33″ 点イ N 32° 04′ 25″ E 130° 09′ 29″ 点ウ N 32° 05′ 28″ E 130° 10′ 10″ 点エ N 32° 06′ 23″ E 130° 10′ 28″ 点オ N 32° 07′ 08″ E 130° 11′ 04″ 点カ N 32° 09′ 16″ E 130° 13′ 16″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ぎんたかほま漁業 まがきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かこ網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	阿久根市脇本	なし

鹿共第5号	北さつま漁業協同組合	阿久根市阿久根地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(点ウと点を結んだ線の折口川下流。点オと点を結んだ線の高松川下流の区域を含む)によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 32° 04′ 06″ E 130° 12′ 19″ (旧阿久根町と旧三笠村との境界) 基点2 N 32° 00′ 28″ E 130° 10′ 51″ (阿久根市西目、波留境界から南へ55メートルの小流川河口) 点ア N 32° 03′ 08″ E 130° 08′ 33″ 点イ N 32° 00′ 21″ E 130° 09′ 39″ 点ウ N 32° 03′ 41.5″ E 130° 12′ 39.4″ (折口橋の右岸下流側) 点エ N 32° 03′ 40.0″ E 130° 12′ 39.9″ (折口橋の左岸下流側) 点オ N 32° 01′ 04.4″ E 130° 11′ 37.7″ (港橋の右岸下流側) 点カ N 32° 01′ 02.8″ E 130° 11′ 37.4″ (港橋の左岸下流側)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがいの漁業 なまこ漁業 うに漁業 たち漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "(第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	阿久根市 (阿久根市脳本・同市西目を除く)	なし
鹿共第6号	北さつま漁業協同組合	阿久根市西目地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 32° 00′ 28″ E 130° 10′ 51″ (阿久根市西目、波留境界から南へ55メートルの小流川河口) 基点2 N 31° 58′ 39″ E 130° 12′ 07″ (阿久根市牛之浜小島基点標石) 点ア N 32° 00′ 21″ E 130° 09′ 39″ 点イ N 31° 59′ 20″ E 130° 10′ 00″ 点ウ N 31° 58′ 29″ E 130° 10′ 27″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがいの漁業 なまこ漁業 うに漁業 たち漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "(第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	阿久根市西目	なし
鹿共第7号	北さつま漁業協同組合	阿久根市牛ノ浜地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 58′ 39″ E 130° 12′ 07″ (阿久根市牛之浜小島基点標石) 基点2 N 31° 55′ 40″ E 130° 13′ 12″ (阿久根市と薩摩川内市との境界の基点標石) 点ア N 31° 58′ 29″ E 130° 10′ 27″ 点イ N 31° 55′ 32″ E 130° 11′ 56″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがいの漁業 なまこ漁業 うに漁業 たち漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "(第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	阿久根市 (阿久根市脳本・同市西目を除く)	なし

[illegible]

鹿共第16号	串木野市漁業協同組合	いちき串木野市本浦地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 串木野新港 次の点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ、点コ、点サ、点シ、点ス、点セ、点ソ、点タ、点チ、点ツ、点テ、点ト、点ナ及び点ニを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。 点ウ N 31° 43′ 18″ E 130° 15′ 37″ 点エ N 31° 43′ 10″ E 130° 15′ 12″ 点オ N 31° 43′ 06″ E 130° 15′ 00″ 点カ N 31° 43′ 08″ E 130° 14′ 59″ 点キ N 31° 43′ 07″ E 130° 14′ 58″ 点ク N 31° 43′ 05″ E 130° 14′ 52″ 点ケ N 31° 43′ 03″ E 130° 14′ 52″ 点コ N 31° 43′ 02″ E 130° 14′ 50″ 点サ N 31° 43′ 10″ E 130° 14′ 50″ 点シ N 31° 43′ 31″ E 130° 14′ 36″ 点ス N 31° 43′ 35″ E 130° 14′ 27″ 点セ N 31° 43′ 38″ E 130° 14′ 22″ 点ソ N 31° 43′ 39″ E 130° 14′ 17″ 点タ N 31° 43′ 39″ E 130° 14′ 16″ 点チ N 31° 43′ 40″ E 130° 14′ 09″ 点ツ N 31° 43′ 41″ E 130° 14′ 09″ 点テ N 31° 43′ 42″ E 130° 14′ 08″ 点ト N 31° 43′ 50″ E 130° 14′ 11″ 点ナ N 31° 43′ 57″ E 130° 14′ 01″ 点ニ N 31° 44′ 10″ E 130° 14′ 06″ 2 石油備蓄基地 次の点ヌを中心とする半径810メートルの円で囲まれた区域及び点ネ、点ノ、点ハ及び点ヒを順次に結ぶ線によって囲まれた区域。 ただし、串木野新港の区域を除く。 点ヌ N 31° 43′ 12″ E 130° 13′ 41″ 点ネ N 31° 43′ 24″ E 130° 14′ 08″ 点ノ N 31° 43′ 50″ E 130° 14′ 56″ 点ハ N 31° 43′ 52″ E 130° 14′ 55″ 点ヒ N 31° 43′ 27″ E 130° 14′ 06″ 基点及び点の位置 基点1 N 31° 44′ 33″ E 130° 13′ 44″ (いちき串木野市荒川と羽島との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42′ 29″ E 130° 15′ 52″ (いちき串木野市小瀬と島平との境界の基点標石)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ばい漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市本浦	なし
鹿共第17号	鹿児島県漁業協同組合 串木野市島平支所	いちき串木野市島平地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 八房川 点エ、点オを結んだ線から上流の区域 点エ N 31° 41′ 55.7″ E 130° 17′ 17.2″ (八房橋右岸上流側) 点オ N 31° 41′ 53.7″ E 130° 17′ 17.3″ (八房橋左岸上流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42′ 29″ E 130° 15′ 52″ (いちき串木野市小瀬と島平との境界の基点標石) 基点2 N 31° 41′ 52″ E 130° 17′ 18″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市島平	なし

鹿共第18号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし次の区域を除く。 大里川 点エ、点オを結んだ線から上流の区域 点エ N 31° 41′ 29.7″ E 130° 17′ 23.4″ (日之出橋右岸下流側) 点オ N 31° 41′ 27.6″ E 130° 17′ 19.6″ (日之出橋左岸下流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 41′ 52″ E 130° 17′ 18″ (旧市来町と旧串木野市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 39′ 31″ E 130° 18′ 58″ (いちき串木野市と日置市との境界の基点標石) 点ア N 31° 41′ 40″ E 130° 17′ 03″ 点イ N 31° 39′ 58″ E 130° 14′ 36″ 点ウ N 31° 38′ 14″ E 130° 16′ 11″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ばい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) たい雑魚建網漁業 いか、こち建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 〃 〃 〃 〃 (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 〃 (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市の旧市来町の区域	なし
鹿共第19号	江口漁業協同組合	日置市(旧東市来町・旧日吉町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(基点3と基点4を結ぶ線から下流の神之川の区域及び基点5と基点6を結ぶ線から下流の江口川の区域を含む。)によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 39′ 31″ E 130° 18′ 58″ (日置市といちき串木野との境界の基点標石) 基点2 N 31° 33′ 19″ E 130° 19′ 59″ (旧日吉町と旧吹上町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 37′ 21.4″ E 130° 19′ 59.6″ (神之川橋右岸下流側) 基点4 N 31° 37′ 19.2″ E 130° 20′ 00.7″ (神之川橋左岸下流側) 基点5 N 31° 39′ 10.3″ E 130° 19′ 23.8″ (江口橋右岸下流側) 基点6 N 31° 39′ 08.8″ E 130° 19′ 24.7″ (江口橋左岸下流側) 点ア N 31° 38′ 14″ E 130° 16′ 11″ 点イ N 31° 36′ 33″ E 130° 16′ 48″ 点ウ N 31° 33′ 16″ E 130° 16′ 49″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 〃 〃 〃 〃 (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日置市の旧東市来町・旧日吉町の区域	なし
鹿共第20号	吹上町漁業協同組合	日置市(旧吹上町)地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 33′ 19″ E 130° 19′ 59″ (旧吹上町と旧日吉町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 29′ 27″ E 130° 18′ 50″ (日置市と南さつま市との境界の基点標石) 点ア N 31° 33′ 16″ E 130° 16′ 49″ 点イ N 31° 29′ 37″ E 130° 15′ 41″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) あじ底刺網漁業 ひらめ雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業 たい地こぎ網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 〃 〃 〃 〃 (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日 11月1日～翌年 5月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日置市の旧吹上町の区域	なし
鹿共第21号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市及び旧金峰町)地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(基点3と点ウを結んだ直線から下流の方之瀬川の区域を含む。) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 29′ 27″ E 130° 18′ 50″ (日置市と南さつま市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 24′ 38″ E 130° 14′ 08″ (旧加世田市と旧大浦町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 26′ 26″ E 130° 17′ 58″ (万之瀬川下流左岸南さつま市加世田益山堂美木鼻基点標石) 点ア N 31° 29′ 37″ E 130° 15′ 41″ 点イ N 31° 27′ 06″ E 130° 12′ 51″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 〃 〃 〃 〃 (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 〃 (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市の旧加世田市・旧金峰町の区域	なし

鹿共第22号	笠沙町漁業協同組合	南さつま市笠沙町片浦(野間池、黒瀬を除く)及び大浦町地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 24' 38" E 130° 14' 08" (旧加世田市と旧大浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26' 16" E 130° 09' 27" (旧笠沙町片浦と旧笠沙町野間池との大字の境界線と最大高潮時海岸線との交点(野間池谷山大崩下)) 点ア N 31° 27' 06" E 130° 12' 51" 点イ N 31° 26' 48" E 130° 09' 22"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 みくりがい漁業 たかせがい漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町(野間池を除く)・大浦町	なし
鹿共第23号	鹿児島県漁業協同組合 野間池支所	南さつま市笠沙町野間池地先	基点1、点ア、点イ及び点ウを順次に直線で結んだ線、点ウから点エまでの最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線、点エ、基点2及び点オを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 26' 16" E 130° 09' 27" (旧笠沙町片浦と旧笠沙町野間池との大字の境界線と最大高潮時海岸線との交点(野間池谷山大崩下)) 基点2 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (旧笠沙町野間池大黒瀬) 点ア N 31° 26' 48" E 130° 09' 22" 点イ N 31° 26' 18" E 130° 07' 14" 点ウ N 31° 25' 44" E 130° 06' 13" 点エ N 31° 22' 46" E 130° 08' 34" 点オ N 31° 23' 06" E 130° 09' 10"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 あわび漁業 たかせがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) いさき・かます寄網漁業 ぼらまわし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町野間池	なし
鹿共第24号	笠沙町漁業協同組合	南さつま市笠沙町黒瀬地先	基点1と点アを結んだ線、基点2と点イを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合200メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (旧笠沙町大黒瀬) 基点2 N 31° 22' 00" E 130° 11' 26" (旧笠沙町黒瀬と旧坊津町秋目との境界の基点標石) 点ア N 31° 23' 06" E 130° 09' 10" 点イ N 31° 21' 43" E 130° 11' 05"		第一種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 あわび漁業 たかせがい漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町(野間池を除く)・大浦町	なし
鹿共第25号	笠沙町漁業協同組合	南さつま市笠沙町黒瀬地先	点ア、基点1、点イを順次に直線で結んだ線、基点2、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (南さつま市笠沙町大黒瀬) 基点2 N 31° 22' 03" E 130° 10' 25" (南さつま市笠沙町黒瀬立神の小立神) 点ア N 31° 23' 06" E 130° 09' 10" 点イ N 31° 22' 46" E 130° 08' 34" 点ウ N 31° 21' 57" E 130° 10' 18" 点エ N 31° 22' 03" E 130° 09' 29"		第二種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 小型定置網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町(野間池を除く)・大浦町	なし
鹿共第26号	鹿児島県漁業協同組合 秋目支所	南さつま市坊津町秋目及び 沖秋目島地先	基点1と点アを結んだ線、基点2と点イを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合200メートルの線によって囲まれた区域並びに沖秋目島の最大高潮時海岸線とその沖合200メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 22' 00" E 130° 11' 26" (旧坊津町秋目と旧笠沙町黒瀬との境界の基点標石) 基点2 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (旧坊津町久志と旧大浦町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 56" E 130° 11' 20"		第一種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町秋目	なし

鹿共第27号	鹿児島県漁業協同組合 秋目支所	南さつま市坊津町秋目及び 沖秋目島地先	基点1、点ア、点イを順次に直線で結んだ線、基点2と点ウを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合1,000メートルの線並びに沖秋目島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 22' 03" E 130° 10' 25" (南さつま市笠沙町黒瀬立神の小立神) 基点2 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (南さつま市坊津町久志と同市大浦町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 31° 22' 03" E 130° 09' 29" 点ウ N 31° 20' 35" E 130° 12' 00"		第二種共同漁業	(第二種共同漁業) いせえび雌魚建網漁業 きびなご建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町秋目	なし
鹿共第28号	鹿児島県漁業協同組合 久志支所	南さつま市坊津町久志地先	基点1と点アを直線で結んだ線、基点2、点イ、点ウ及び点エを順次に直線で結んだ線、最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (南さつま市坊津町久志と同市大浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 17' 10" E 130° 12' 56" (南さつま市坊津町久志と同市坊津町泊との境界の基点標石) 点ア N 31° 20' 35" E 130° 12' 00" 点イ N 31° 16' 56" E 130° 12' 42" 点ウ N 31° 16' 55" E 130° 12' 02" 点エ N 31° 16' 38" E 130° 11' 35"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あおのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 とこふし漁業 まがきがかい漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雌魚建網漁業 きびなご建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町久志地先	なし
鹿共第29号	坊泊漁業協同組合	南さつま市坊津町坊泊地先	基点1、点ア、点イ、点ウを順次に直線で結んだ線、基点2と点エを結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合1,000メートルの線、点ウ、点エによって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 10" E 130° 12' 56" (南さつま市坊津町泊と町久志との境界の基点標石) 基点2 N 31° 15' 22" E 130° 15' 43" (旧坊津町と枕崎市との境界の基点標石) 点ア N 31° 16' 56" E 130° 12' 42" 点イ N 31° 16' 55" E 130° 12' 02" 点ウ N 31° 16' 38" E 130° 11' 35" 点エ N 31° 14' 51" E 130° 15' 34"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) とさかのり漁業 とさかのり漁業 とこふし漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 からすがい漁業 うに漁業 かめので漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雌魚建網漁業 きびなご建網漁業 雌魚狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町坊泊	なし
鹿共第30号	枕崎市漁業協同組合	枕崎市地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 22" E 130° 15' 43" (枕崎市と南さつま市坊津町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 15' 06" E 130° 22' 05" (南九州市知覧町南別府永沢川荷揚場係船柱 (N31° 15' 07" E 130° 22' 10")から真方位263度40分の線と対岸との交点(永沢川の河口右岸) 点ア N 31° 14' 51" E 130° 15' 34" 点イ N 31° 14' 16" E 130° 16' 44" 点ウ N 31° 14' 57" E 130° 18' 02" 点エ N 31° 14' 30" E 130° 22' 08" 点オ N 31° 15' 02" E 130° 22' 07"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) とさかのり漁業 とさかのり漁業 とこふし漁業 くぼがい漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 磯建網漁業 きびなご底刺網漁業 ぼら建まわし網漁業 かます寄網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	枕崎市	なし

鹿共第31号	かいゑい漁業協同組合	南九州市(旧知覧町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 07" E 130° 22' 10" (南九州市知覧町永沢川荷揚場係船柱) 基点2 N 31° 15' 03" E 130° 24' 35" (南九州市知覧町南別府門之浦蛭子神社前茂岩) 点ア N 31° 15' 07" E 130° 22' 07" 点イ N 31° 15' 02" E 130° 22' 07" 点ウ N 31° 14' 30" E 130° 22' 08" 点エ N 31° 14' 28" E 130° 24' 34" 点オ N 31° 15' 00" E 130° 24' 39"	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) とさかのり漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網 漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南九州市の旧知覧町の区域	なし
鹿共第32号	かいゑい漁業協同組合	南九州市(旧額姪町)及び指宿市(旧開聞町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力、点キ、点ク、点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 03" E 130° 24' 35" (南九州市知覧町南別府門之浦蛭子神社前茂岩) 基点2 N 31° 10' 42" E 130° 33' 20" (指宿市開聞仙田川右岸河口) 点ア N 31° 15' 00" E 130° 24' 39" 点イ N 31° 13' 55" E 130° 24' 28" 点ウ N 31° 13' 46" E 130° 27' 41" 点エ N 31° 12' 02" E 130° 29' 40" 点オ N 31° 10' 36" E 130° 30' 00" 点力 N 31° 09' 43" E 130° 30' 56" 点キ N 31° 09' 19" E 130° 31' 50" 点ク N 31° 09' 50" E 130° 32' 44" 点ケ N 31° 10' 25" E 130° 33' 37"	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 ぼら建網漁業 ひらめ建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体		なし
鹿共第33号	かいゑい漁業協同組合 山川町漁業協同組合	指宿市(旧開聞町)及び旧山川町)地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 10' 42" E 130° 33' 20" (指宿市開聞仙田川右岸河口) 基点2 N 31° 09' 58" E 130° 34' 40" (指宿市山川岡児ヶ水村石) 点ア N 31° 09' 37" E 130° 34' 23"	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	指宿市の旧開聞町の区域及び旧山川町の区域	なし
鹿共第34号	山川町漁業協同組合	指宿市(旧山川町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 09' 58" E 130° 34' 40" (指宿市山川岡児ヶ水村石) 基点2 N 31° 12' 59" E 130° 38' 23" (旧山川町と指宿市との境界の基点標石) 点ア N 31° 09' 37" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 09' 06" E 130° 34' 59" 点ウ N 31° 08' 44" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 10' 24" E 130° 38' 28" 点オ N 31° 12' 20" E 130° 40' 07"	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網 漁業 きす建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網 漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) たい地こぎ網漁業 いかすび網漁業 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " (第三種共同漁業) 4月1日～9月30日 4月1日～9月30日 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	指宿市の旧山川町の区域	なし

鹿共第35号	指宿市漁業協同組合	指宿市(旧指宿市南部)	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、指宿港の次の点A、点B、点C、点D、点E及び点Fを順次に結ぶ線以内の港内の区域を除く。 点A N 31° 14′ 19″ E 130° 39′ 28″ 点B N 31° 14′ 16″ E 130° 39′ 30″ 点C N 31° 14′ 19″ E 130° 39′ 51″ 点D N 31° 14′ 15″ E 130° 39′ 51″ 点E N 31° 14′ 11″ E 130° 39′ 26″ 点F N 31° 14′ 25″ E 130° 39′ 16″ 基点及び点の位置 基点1 N 31° 12′ 59″ E 130° 38′ 23″ (旧山川町と旧指宿市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 16′ 00″ E 130° 39′ 59″ (指宿市田良岬) 点ア N 31° 12′ 20″ E 130° 40′ 07″ 点イ N 31° 16′ 52″ E 130° 41′ 39″		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 なまこ漁業 ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 かます建網 漁業 きす狩刺網 漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき網漁	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧今和泉村、旧山川町、旧開聞町の区域を	なし
鹿共第36号	指宿市漁業協同組合	指宿市北部地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 魚見港 防波堤(南)の北端と防波堤(北)の南端を結ぶ線以内の港内の区域 2 宮ヶ浜港 次の点F、点A、点B、点C、点D及び点Eを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 16′ 45″ E 130° 37′ 11″ 点B N 31° 16′ 38″ E 130° 37′ 19″ 点C N 31° 16′ 34″ E 130° 37′ 29″ 点D N 31° 16′ 30″ E 130° 37′ 29″ 点E N 31° 16′ 31″ E 130° 37′ 25″ 点F N 31° 16′ 44″ E 130° 37′ 09″ 基点及び点の位置 基点1 N 31° 16′ 00″ E 130° 39′ 59″ (指宿市田良岬) 基点2 N 31° 18′ 16″ E 130° 35′ 03″ (指宿市と鹿児島市との境界の基点標石) 点ア N 31° 16′ 52″ E 130° 41′ 39″ 点イ N 31° 19′ 04″ E 130° 35′ 41″		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 かます建網漁業 きす狩刺網 漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧山川町、旧開聞町の区域を除く)	なし

鹿共第39号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市(旧鹿児島市)地	基点1. 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 鹿児島港中央港区 (1)本村港 防波堤(南)東端と東護岸南端を結ぶ線以内の港内の区域 (2)南港 防波堤(南)北東端と新川尻埋立地東側護岸南端を結ぶ線以内の港内 (3)中央港区(マリンポート) 次の点1から点6までを順次に結んだ線、点6と点7を半径158.2メートルの8分の1の円弧で結んだ線、点7から点9までを順次に結んだ線、点9と点10を半径211.8mの6分の1の円弧で結んだ線、点10から点13までを順次に結んだ線、点13と点14を半径76.3mの5分の1の円弧で結んだ線、点14から点18までを順次に結んだ線、点18と点19を半径187.4mの8分の1の円弧で結んだ線、点19から点27までを順次に結んだ線、点27と点28とを結ぶ陸域との境界線、点28と点1とを結んだ線により囲まれた区域。 点1 N 31° 32' 38.64" E 130° 33' 06.51" 点2 N 31° 32' 38.85" E 130° 33' 06.53" 点3 N 31° 32' 38.39" E 130° 33' 13.26" 点4 N 31° 32' 38.68" E 130° 33' 13.29" 点5 N 31° 32' 38.07" E 130° 33' 22.17" 点6 N 31° 32' 38.35" E 130° 33' 28.34" 点7 N 31° 32' 30.55" E 130° 33' 31.72" 点8 N 31° 32' 30.89" E 130° 33' 32.22" 点9 N 31° 32' 23.77" E 130° 33' 33.46" 点10 N 31° 32' 13.72" E 130° 33' 28.82" 点11 N 31° 32' 13.62" E 130° 33' 29.10" 点12 N 31° 32' 03.47" E 130° 33' 24.42" 点13 N 31° 32' 00.69" E 130° 33' 25.44" 点14 N 31° 31' 57.41" E 130° 33' 24.18" 点15 N 31° 31' 48.24" E 130° 33' 26.93" 点16 N 31° 31' 44.05" E 130° 33' 18.13" 点17 N 31° 31' 43.42" E 130° 33' 16.90" 点18 N 31° 31' 43.30" E 130° 33' 10.95" 点19 N 31° 31' 50.36" E 130° 32' 50.04" 点20 N 31° 32' 00.33" E 130° 32' 45.24" 点21 N 31° 32' 00.55" E 130° 32' 45.61" 点22 N 31° 32' 01.59" E 130° 32' 45.49" 点23 N 31° 32' 01.54" E 130° 32' 44.80" 点24 N 31° 32' 07.51" E 130° 32' 42.44" 点25 N 31° 32' 13.70" E 130° 32' 45.80" 点26 N 31° 32' 16.29" E 130° 32' 49.56" 点27 N 31° 32' 38.88" E 130° 32' 56.99" 点28 N 31° 32' 38.72" E 130° 33' 01.94" 2 鹿児島港輪池港区 点A、点B、点C、点D、点E、点F及び点G と陸岸によって囲まれた区域及び点a、点b、点 c、点d、点e、点f、点gと陸岸によって囲ま れた区域、その他、植 実設置に係る横断線。 点A N 31° 32' 48" E 130° 33' 32" 点B N 31° 33' 07" E 130° 33' 41" 点C N 31° 33' 07" E 130° 33' 42" 点D N 31° 33' 10" E 130° 33' 47" 点E N 31° 33' 16" E 130° 33' 45" 点F N 31° 33' 27" E 130° 33' 51" 点G N 31° 33' 57" E 130° 34' 00" 点a N 31° 32' 48.54" E 130° 33' 32.25" 点b N 31° 32' 59.98" E 130° 33' 37.68" 点c N 31° 32' 46.35" E 130° 33' 34.27" 点d N 31° 32' 46.37" E 130° 33' 34.16" 点e N 31° 32' 46.37" E 130° 33' 34.13" 点f N 31° 32' 46.18" E 130° 33' 31.96" 点g N 31° 32' 46.79" E 130° 33' 31.89" 3 鹿児島港新港区 防波堤(北)東端と防波堤(南)東端を結ぶ線以内 の港内の区域 4 鹿児島港本港区 次の点J、点A、点B、点C、点D、点E、点 F、点G、点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸に よって囲まれた区域 点A N 31° 36' 09" E 130° 34' 17" 点B N 31° 36' 01" E 130° 34' 22" 点C N 31° 35' 54" E 130° 34' 23" 点D N 31° 35' 36" E 130° 34' 24" 点E N 31° 35' 28" E 130° 34' 29" 点F N 31° 35' 15" E 130° 34' 23" 点G N 31° 35' 10" E 130° 34' 21" 点H N 31° 35' 05" E 130° 34' 18" 点I N 31° 35' 00" E 130° 34' 15" 点J N 31° 36' 09" E 130° 34' 17" 5 脇田川 点ア、点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 32' 00.8" E 130° 32' 38.2" (中央港区(本村港)東護岸北端前側) 点イ N 31° 32' 16.9" E 130° 32' 46.8" (4号用地東護岸南端前側) 6 新川 点ア、点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 33' 08.2" E 130° 33' 00.7" (第1橋梁右岸下流側) 点イ N 31° 33' 08.4" E 130° 33' 10.9" (第1橋梁左岸下流側) 7 甲斐川 点ア、点イを結んだ線から上流の区域 ア N 31° 34' 37.9" E 130° 33' 34.7" (旧天保山橋右岸上流側) 点イ N 31° 34' 40.3" E 130° 33' 37.0"	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かこ網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧谷山市、旧東桜島村、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)	甲斐川の河口付近では瀬河魚類の瀬上を妨げる漁具漁法で操業してはならない
--------	------------	--------------	---	-----------------	--	--	----------------------------	----	-----------------------------------	-------------------------------------

[illegible]

鹿共第40号	県漁協錦海支所	始良市(旧重富村)地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(基点3と基点4を結ぶ線から下流の思川の区域を含む。)によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 40' 31" E 130° 36' 40" (鹿儿島市と始良市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 35" E 130° 37' 24" (重富海水浴場東端旧護岸突端基点標石) 基点3 N 31° 42' 33.0" E 130° 37' 03.6" (思川橋右岸上流側) 基点4 N 31° 42' 34.3" E 130° 37' 04.9" (思川橋左岸上流側) 点ア N 31° 40' 33" E 130° 37' 18" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 37' 50"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町の区域	思川の河口付近では潮河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない
鹿共第41号	県漁協錦海支所	始良市(旧帖佐町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 35" E 130° 37' 24" (重富海水浴場東端旧護岸突端基点標石) 基点2 N 31° 43' 13.1" E 130° 38' 24.7" (別府川右岸河口護岸の昇降階段下流側端) 点ア N 31° 42' 11" E 130° 37' 50" 点イ N 31° 42' 47" E 130° 38' 56" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 38' 35"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町・旧加治木町の区域	別府川の河口付近では潮河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない
鹿共第42号	県漁協錦海支所	始良市(旧加治木町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 基点3、点エを結ぶ線から上流の網掛川の区域 2 加治木港の防波堤(50M)の南端と(-4.5M)岸壁東端を結ぶ線以内の港内及び防波堤(114M)の南端と導流堤南端を結ぶ線以内の港内 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 40" E 130° 40' 23" (黒川岬の始良市と霧島市の境界の基点標石) 基点2 N 31° 43' 15.5" E 130° 38' 45.6" (別府川の左岸河口護岸の昇降階段の上流側端) 基点3 N 31° 43' 49.5" E 130° 39' 46.5" (網掛川左岸河口(加治木港埋立地護岸取付部から下流83.8メートルの点)) 点ア N 31° 43' 08" E 130° 40' 28" 点イ N 31° 42' 47" E 130° 38' 56" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 38' 35" 点エ N 31° 43' 43.3" E 130° 39' 36.9"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	始良市の旧加治木町の区域	別府川及び網掛川の河口付近では潮河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない

鹿共第43号	錦江漁業協同組合	霧島市 (旧隼人町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 隼人港 住吉新田排水機場前樋門北端と島津新田潮遊池東側樋門北端を結ぶ線以内の港内及び外港防波堤（南）の北端と防波堤（北）の西端を結ぶ線以内の港内 2 次の点A、点B、点C、点D及び点Eを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 42′ 30″ E 130° 43′ 58″ 点B N 31° 42′ 24″ E 130° 43′ 56″ 点C N 31° 42′ 21″ E 130° 44′ 02″ 点D N 31° 42′ 22″ E 130° 44′ 08″ 点E N 31° 42′ 26″ E 130° 44′ 08″ 3 天降川点A、点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 42′ 35.8″ E 130° 44′ 28.0″ （左岸河口堤防突端（カーブの中心）） 点B N 31° 42′ 50.7″ E 130° 44′ 22.6″ （点Aから347度の右岸河口） 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43′ 40″ E 130° 40′ 23″ （黒川岬の霧島市と姶良市との境界の基点標石） 基点2 N 31° 42′ 33″ E 130° 44′ 38″ （旧隼人町と旧国分市との境界の基点標石） 点ア N 31° 43′ 08″ E 130° 40′ 28″ 点イ N 31° 42′ 48″ E 130° 41′ 56″ 点ウ N 31° 41′ 36″ E 130° 42′ 22″ 点エ N 31° 41′ 34″ E 130° 43′ 15″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	（第一種共同漁業） ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 （第二種共同漁業） 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 （第三種共同漁業） 雑魚地びき網漁業 いかすびき網漁業	（第一種共同漁業） 1月1日～12月31日 " " " " " （第二種共同漁業） 1月1日～12月31日 " " " （第三種共同漁業） 1月1日～12月32日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町の区域	天降川の河口付近では瀬河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない
鹿共第44号	錦江漁業協同組合	霧島市(旧国分市)地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、桜校川の右岸河口基点3と左岸河口の点ウを結んだ線から上流の桜校川の区域を除く。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42′ 33″ E 130° 44′ 38″ （旧国分市と旧隼人町との境界の基点標石） 基点2 N 31° 41′ 17″ E 130° 47′ 54″ （旧国分市と旧福山町との境界の基点標石） 基点3 N 31° 42′ 14.8″ E 130° 47′ 01.5″ （桜校川の右岸河口の護岸昇降階段の上流側） 点ア N 31° 41′ 43″ E 130° 44′ 13″ 点イ N 31° 40′ 52″ E 130° 47′ 31″ 点ウ N 31° 42′ 15.6″ E 130° 47′ 10.6″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	（第一種共同漁業） ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 （第二種共同漁業） 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 （第三種共同漁業） 雑魚地びき網漁業 いかすびき網漁業	（第一種共同漁業） 1月1日～12月31日 " " " " " （第二種共同漁業） 1月1日～12月31日 " " " （第三種共同漁業） 1月1日～12月32日 4月1日～11月30日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	霧島市の旧国分市の区域	桜校川の河口付近では瀬河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない
鹿共第45号	県漁協福山町支所	霧島市(旧福山町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 福山港 （1）防波堤（北）南端と物揚場（-2.0M）南端を結ぶ線以内の港内 （2）突堤及び潜堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 41′ 17″ E 130° 47′ 54″ （若尊鼻の突端の旧福山町と旧国分市との境界の基点標石） 基点2 N 31° 37′ 55″ E 130° 48′ 05″ （霧島市と垂水市との境界の基点標石） 点ア N 31° 40′ 52″ E 130° 47′ 31″ 点イ N 31° 39′ 26″ E 130° 48′ 25″ 点ウ N 31° 38′ 03″ E 130° 47′ 28″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	（第一種共同漁業） ひじき漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 （第二種共同漁業） 雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	（第一種共同漁業） 1月1日～12月31日 " " " " " （第二種共同漁業） 1月1日～12月31日 " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	霧島市の旧福山町の区域	なし

鹿共第46号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 37′ 55″ E 130° 48′ 05″ (垂水市と霧島市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 33′ 56″ E 130° 43′ 18″ (鹿児島市黒神町瀬戸崎突端) 点ア N 31° 38′ 03″ E 130° 47′ 28″ 点イ N 31° 34′ 32″ E 130° 45′ 36″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市牛根	なし
鹿共第47号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市東桜島地先(東岸)	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 33′ 56″ E 130° 43′ 18″ (鹿児島市黒神町瀬戸崎突端) 基点2 N 31° 37′ 28″ E 130° 40′ 57″ (鹿児島市高免町と鹿児島市桜島白浜町の境界の基点標石) 点ア N 31° 34′ 01″ E 130° 43′ 36″ 点イ N 31° 34′ 31″ E 130° 43′ 35″ 点ウ N 31° 35′ 39″ E 130° 43′ 42″ 点エ N 31° 36′ 29″ E 130° 43′ 32″ 点オ N 31° 36′ 21″ E 130° 43′ 20″ 点カ N 31° 36′ 28″ E 130° 43′ 00″ 点キ N 31° 37′ 06″ E 130° 42′ 26″ 点ク N 31° 38′ 03″ E 130° 41′ 52″ 点ケ N 31° 37′ 50″ E 130° 41′ 14″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 さより建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村の区	なし
鹿共第48号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市新島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 点ア N 31° 38′ 03″ E 130° 41′ 52″ 点イ N 31° 38′ 52″ E 130° 43′ 18″ 点ウ N 31° 37′ 56″ E 130° 44′ 20″ 点エ N 31° 37′ 02″ E 130° 44′ 08″ 点オ N 31° 36′ 21″ E 130° 43′ 20″ 点カ N 31° 36′ 28″ E 130° 43′ 00″ 点キ N 31° 37′ 06″ E 130° 42′ 26″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市新島	なし
鹿共第49号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市(旧桜島町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、桜島港の旧水族館北側護岸西北端と防波堤(102M)の西端を結ぶ線以内の港内の区域を除く。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 37′ 28″ E 130° 40′ 57″ (鹿児島市桜島白浜町と鹿児島市高免町の境界の基点標石) 基点2 N 31° 34′ 07″ E 130° 36′ 43″ (鹿児島市桜島赤水町と鹿児島市野尻町の境界の基点標石) 点ア N 31° 37′ 50″ E 130° 41′ 14″ 点イ N 31° 38′ 12″ E 130° 40′ 39″ 点ウ N 31° 38′ 01″ E 130° 38′ 59″ 点エ N 31° 37′ 43″ E 130° 37′ 47″ 点オ N 31° 35′ 59″ E 130° 35′ 28″ 点カ N 31° 34′ 00″ E 130° 35′ 00″ 点キ N 31° 32′ 08″ E 130° 36′ 59″ 点ク N 31° 32′ 38″ E 130° 37′ 13″ 点ケ N 31° 33′ 47″ E 130° 36′ 08″	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧桜島町の区域(新島を除く)	なし

鹿共第50号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市東桜島地先(南岸)	基点1. 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点力, 点キ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 34' 07" E 130° 36' 43" (鹿児島市野尻町と鹿児島郡桜島町赤水の境界の基点標石) 基点2 N 31° 32' 51" E 130° 41' 13" (鹿児島市有村町有村崎四番鼻) 点ア N 31° 33' 47" E 130° 36' 08" 点イ N 31° 32' 38" E 130° 37' 13" 点ウ N 31° 32' 06" E 130° 37' 38" 点エ N 31° 32' 11" E 130° 38' 26" 点オ N 31° 32' 34" E 130° 39' 50" 点力 N 31° 32' 06" E 130° 40' 43" 点キ N 31° 32' 19" E 130° 41' 06"		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 さより建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村の区域)	なし
鹿共第51号	垂水市漁業協同組合	垂水市地先	基点1. 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点力及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 垂水港 (1)防波堤(南)西端と防波堤(北)西端を結ぶ線以内の港内 (2)漁船だまりの防波堤(西)の北端と防波堤(北)の西端を結ぶ線以内の港内 (3)次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域 点A N 31° 29' 10" E 130° 41' 35" 点B N 31° 28' 41" E 130° 41' 36" 点C N 31° 28' 41" E 130° 41' 21" 点D N 31° 28' 39" E 130° 41' 18" 点E N 31° 28' 45" E 130° 41' 15" 点F N 31° 28' 58" E 130° 41' 09" 点G N 31° 29' 01" E 130° 41' 09" 点H N 31° 29' 05" E 130° 41' 12" 点I N 31° 29' 10" E 130° 41' 21" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 32' 51" E 130° 41' 13" (鹿児島市有村町有村崎四番鼻) 基点2 N 31° 24' 51" E 130° 45' 36" (垂水市と鹿屋市の境界の基点標石) 点ア N 31° 32' 14" E 130° 41' 05" 点イ N 31° 31' 16" E 130° 40' 39" 点ウ N 31° 29' 04" E 130° 40' 36" 点エ N 31° 27' 32" E 130° 40' 52" 点オ N 31° 26' 17" E 130° 42' 54" 点力 N 31° 23' 54" E 130° 44' 04"		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 4月1日～7月31日 1月1日～12月31日 " " (第三種共同漁業) 3月1日～9月30日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	垂水市(牛根を除く)	なし

鹿共第52号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 鹿屋港 (1)防波堤(南)北西端と防波堤(北)南端を結ぶ線以内の港内 (2)次の基点、点A、点B、点C、点D、点E、点F、点G、点H、点I、点J、点K、点L及び点Mを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 基点 N 31° 24′ 13″ E 130° 45′ 40″ 点A N 31° 24′ 13″ E 130° 45′ 38″ 点B N 31° 24′ 10″ E 130° 45′ 33″ 点C N 31° 24′ 11″ E 130° 45′ 31″ 点D N 31° 24′ 07″ E 130° 45′ 31″ 点E N 31° 24′ 07″ E 130° 45′ 29″ 点F N 31° 24′ 11″ E 130° 45′ 30″ 点G N 31° 24′ 13″ E 130° 45′ 27″ 点H N 31° 24′ 14″ E 130° 45′ 30″ 点I N 31° 24′ 15″ E 130° 45′ 30″ 点J N 31° 24′ 30″ E 130° 45′ 31″ 点K N 31° 24′ 37″ E 130° 45′ 29″ 点L N 31° 24′ 45″ E 130° 45′ 38″ 点M N 31° 24′ 44″ E 130° 45′ 38″ (3)次の点N、点O、点P、点Q、点R、点S、点T及び点Nを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点N N 31° 24′ 03″ E 130° 45′ 30″ 点O N 31° 23′ 59″ E 130° 45′ 28″ 点P N 31° 23′ 58″ E 130° 45′ 32″ 点Q N 31° 23′ 57″ E 130° 45′ 36″ 点R N 31° 23′ 56″ E 130° 45′ 39″ 点S N 31° 23′ 59″ E 130° 45′ 40″ 点T N 31° 24′ 01″ E 130° 45′ 35″ 2 高須港 防波堤(北)西端から真方位150度の線以内の港内 基点及び点の位置 基点1 N 31° 24′ 51″ E 130° 45′ 36″ (鹿屋市と垂水市の境界の基点標石) 基点2 N 31° 17′ 44″ E 130° 47′ 38″ (鹿屋市と錦江町の境界の基点標石) 点ア N 31° 23′ 54″ E 130° 44′ 04″ 点イ N 31° 21′ 40″ E 130° 45′ 02″ 点ウ N 31° 17′ 10″ E 130° 45′ 52″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月32日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市	なし
鹿共第53号	鹿児島県漁業協同組合 大根占支所	肝属郡錦江町(旧大根占町)地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 大根占港 (1)城ヶ崎区 南防波堤西端と北防波堤南端を結ぶ線以内の港内 (2)堂之元区 防波堤(西)の東北端と防波堤(北)の北端を結ぶ線以内の港内 2 神之川 点A、点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 36′ 19.1″ E 130° 34′ 03.4″ (第1橋右岸下流側) 点B N 31° 36′ 20.1″ E 130° 34′ 04.1″ (第1橋左岸下流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17′ 44″ E 130° 47′ 38″ (錦江町と鹿屋市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 13′ 31″ E 130° 46′ 5″ (錦江町と南大隅町との境界の基点標石) 点ア N 31° 17′ 10″ E 130° 45′ 52″	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚狩刺網漁業 (第三種共同漁業) いかすびき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	肝属郡錦江町の旧大根占町の区域	なし

鹿共第54号	ねじめ漁業協同組合	肝属郡南大隅町(旧根占町)地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 根占港 防波堤(北)西端と防波堤(南)(B-1-3)北端を結ぶ線及び防波堤(南)(B-1-3)東端と防波堤(南)(B-1-2)西端を結ぶ線以内の港内 2 雄川 基点3、点ウを結んだ線から上流の区域 基点3 N 31° 13' 05.6" E 130° 45' 44.6" (雄川右岸河口海岸保全堤防直線部始点) 点ウ N 31° 13' 2.3" E 130° 45' 39.1" (雄川左岸導流堤(B-4-3,トラボット)東端) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 13' 31" E 130° 46' 5" (南大隅町と錦江町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 07' 03" E 130° 43' 54" (旧根占町と旧佐多町との境界の基点標石)		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき漁業 ふのり漁業 いわのり漁業 あわび漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第三種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町の旧根占町の区域	なし
鹿共第55号	鹿児島県漁業協同組合 佐多支所	肝属郡南大隅町伊座敷地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 07' 03" E 130° 43' 54" (旧佐多町と旧根占町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 03' 09" E 130° 40' 40" (南大隅町佐多鳥賊の浦と松瀬原との境界の基点標石) 点ア N 31° 08' 15" E 130° 42' 39" 点イ N 31° 04' 31" E 130° 38' 27" 点ウ N 31° 03' 58" E 130° 38' 38" 点エ N 31° 02' 58" E 130° 40' 04"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 うに漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 からすがい漁業 とこふし漁業 あなご漁業 かめのて漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかり網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町伊座敷	なし
鹿共第56号	鹿児島県漁業協同組合 佐多岬支所	肝属郡南大隅町大泊地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 大泊港 導流堤南端から真方位145度の線と防波堤との交点を結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 03' 09" E 130° 40' 40" (南大隅町佐多鳥賊の浦と松瀬原との境界の基点標石) 基点2 N 31° 06' 48" E 130° 54' 04" (南大隅町と肝付町との境界の基点標石) 点ア N 31° 02' 58" E 130° 40' 04" 点イ N 31° 00' 22" E 130° 38' 47" 点ウ N 30° 59' 29" E 130° 38' 58" 点エ N 30° 59' 00" E 130° 39' 39" 点オ N 30° 59' 39" E 130° 40' 58" 点カ N 31° 04' 17" E 130° 48' 31" 点キ N 31° 05' 10" E 130° 52' 28" 点ク N 31° 06' 22" E 130° 54' 26"		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ふのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あなご漁業 うに漁業 かめのて漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 ぶり建網漁業 あさひがにかり網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町の旧佐多町の区域(伊座敷を除く)	なし

鹿共第60号	東串良漁業協同組合	肝属郡東串良町地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、石油備蓄基地の次の区域を除く。 点A、点B、点C、点D、点E、点F、点G、点H、点I、点J、点K、点L及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域。 点A N 31° 21′ 41″ E 131° 01′ 18″ 点B N 31° 21′ 43″ E 131° 01′ 18″ 点C N 31° 21′ 49″ E 131° 01′ 07″ 点D N 31° 21′ 53″ E 131° 01′ 06″ 点E N 31° 21′ 55″ E 131° 01′ 12″ 点F N 31° 22′ 10″ E 131° 01′ 13″ 点G N 31° 22′ 20″ E 131° 01′ 19″ 点H N 31° 22′ 36″ E 131° 01′ 17″ 点I N 31° 22′ 39″ E 131° 01′ 20″ 点J N 31° 22′ 41″ E 131° 01′ 58″ 点K N 31° 22′ 31″ E 131° 02′ 07″ 点L N 31° 22′ 07″ E 131° 02′ 09″ 基点及び点の位置 基点1 N 31° 21′ 33″ E 131° 00′ 54″ (肝属川河口の東串良町と肝付町との境界の基点 標石) 基点2 N 31° 23′ 37″ E 131° 01′ 10″ (東串良町と大崎町の境界の基点標石) 点ア N 31° 22′ 34″ E 131° 02′ 45″ 点イ N 31° 23′ 10″ E 131° 03′ 00″		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地ひき網漁業		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	肝属郡東串良町地先	なし
鹿共第61号	東串良漁業協同組合	曾於郡大崎町地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23′ 37″ E 131° 01′ 10″ (大崎町と東串良町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26′ 49″ E 131° 03′ 35″ (大崎町と志布志市との境界の基点標石) 点ア N 31° 23′ 10″ E 131° 03′ 00″ 点イ N 31° 25′ 38″ E 131° 05′ 05″		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地ひき網漁業		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	曾於郡大崎町	菱田川の河口付近では 溯河魚類の溯上を妨げる 漁具漁法で操業して はならない。

鹿共第62号	志布志漁業協同組合	志布志市地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 志布志港 点A、点B、点C、点D、点E、点F、点G、点H、点I、点J、点K、点L、点M及び点Nを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 28' 27" E 131° 06' 56" 点B N 31° 27' 33" E 131° 07' 07" 点C N 31° 27' 24" E 131° 07' 07" 点D N 31° 27' 23" E 131° 06' 40" 点E N 31° 27' 27" E 131° 06' 40" 点F N 31° 27' 26" E 131° 06' 29" 点G N 31° 26' 33" E 131° 05' 40" 点H N 31° 26' 31" E 131° 05' 43" 点I N 31° 26' 20.9" E 131° 05' 34.3" 点J N 31° 26' 20.8" E 131° 05' 34.4" 点K N 31° 26' 00" E 131° 05' 16" 点L N 31° 26' 06" E 131° 05' 06" 点M N 31° 26' 09" E 131° 05' 09" 点N N 31° 27' 36" E 131° 04' 37" 2 導流堤 点O、点P、点Q、点R及び海岸線によって囲まれた区域 点O N 31° 27' 20" E 131° 04' 25" 点P N 31° 27' 12" E 131° 04' 35" 点Q N 31° 27' 09" E 131° 04' 31" 点R N 31° 27' 17" E 131° 04' 22" 3 安楽川 点A、点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 27' 35.3" E 131° 04' 32.5" (安楽川右岸河口護岸用水路合流点) 点B N 31° 27' 35.4" E 131° 04' 36.4" (安楽川左岸河口護岸用水路合流点) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 26' 49" E 131° 03' 35" (菱田川河口の志布志市と大崎町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 27' 43" E 131° 09' 38" (鹿児島県と宮崎県との境界の基点標石) 点ア N 31° 25' 38" E 131° 05' 05" 点イ N 31° 26' 50" E 131° 06' 55" 点ウ N 31° 26' 47" E 131° 06' 00"	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 ばい漁業 かき漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	志布志市	安楽川、前川、菱田川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない
鹿共第63号	志布志漁業協同組合	志布志市枇榔島地先	枇榔島の最大高潮時海岸線とその沖合350メートルの線によって囲まれた区域。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 ばい漁業 かき漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	志布志市	なし
鹿共第64号	三島村漁業協同組合	鹿児島郡三島村竹島地先	三島村竹島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あなご漁業 かめのて漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿児島郡三島村竹島	なし

鹿共第65号	三島村漁業協同組合	鹿児島郡三島村硫黄島、新島、鵜瀬、ヤクロ瀬、浅瀬の地先	1 三島村硫黄島の沖合300メートルの線及び点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ、点コを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 2 新島の最大高潮時海岸線とその沖合100メートルの線によって囲まれた区域。 3 ヤクロ瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。 4 浅瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 30° 48' 38" E 130° 18' 02" 点イ N 30° 48' 59" E 130° 18' 55" 点ウ N 30° 49' 08" E 130° 19' 44" 点エ N 30° 48' 55" E 130° 19' 53" 点オ N 30° 48' 39" E 130° 19' 14" 点カ N 30° 48' 18" E 130° 19' 07" 点キ N 30° 48' 01" E 130° 19' 27" 点ク N 30° 47' 30" E 130° 19' 43" 点ケ N 30° 46' 58" E 130° 19' 28" 点コ N 30° 46' 53" E 130° 19' 14"	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あなご漁業 かめのて漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		鹿児島郡三島村硫黄島	なし
鹿共第66号	三島村漁業協同組合	鹿児島郡三島村黒島地先	黒島の最大高潮時海岸線とその沖合300メートルの線によって囲まれた区域。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あなご漁業 かめのて漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		鹿児島郡三島村黒島	なし
鹿共第67号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村口之島地先	口之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村口之島	なし
鹿共第68号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村中之島地先	中之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、中之島港の防波堤(西)東端と防波堤(南)西端を結ぶ線及び防波堤(南)東端から真方位77度の線と陸岸との交点によって囲まれた区域を除く。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村中之島	なし
鹿共第69号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村臥蛇島地先	臥蛇島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村口之島、中之島、平島	なし

鹿共第70号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村平島地先	平島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村平島	なし
鹿共第71号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村諏訪之瀬島地先	諏訪之瀬島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村諏訪之瀬	なし
鹿共第72号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村悪石島地先	悪石島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村悪石島	なし
鹿共第73号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村小宝島及び小島地先	小宝島及び小島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村小宝島小島	なし
鹿共第74号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村宝島地先	宝島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村宝島地先	なし
鹿共第75号	十島村漁業協同組合	鹿児島郡十島村横当島及び上ノ根島地先	横当島及び上ノ根島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		鹿児島郡十島村宝島	なし

鹿共第76号	宇治漁業協同組合連合	宇治群島の家島,チヨジ島,向島西立神島,雀島地先	宇治群島の家島,チヨジ島,向島,西立神島及び雀島の最大高潮時海岸線及びその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 とこふし漁業 あなご漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚追込網漁業 雑魚磯建網漁業 きびなご碇止刺網漁業 かにかかり網漁業 いか雑魚かご網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		長島町 出水市 阿久根市薩摩川内市, いちき串木野市,日置市, 南さつま市,南九州市, 枕崎市,指宿市(旧指宿市の南部を除く), 西之表市	なし
--------	------------	--------------------------	---	--	-----------------	---	--	----------------------------	--	---	----

鹿児島県鹿児島海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
鹿共第501号	羽島漁業協同組合	いちき串木野市羽島崎沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市羽島	なし
鹿共第502号	串木野市漁業協同組合	いちき串木野市本浦沖合 (高松曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 41' 08" E 130° 12' 09"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市本浦	なし
鹿共第503号	串木野市漁業協同組合	いちき串木野市本浦沖合 (沖ノ摺山曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 26" E 130° 12' 26"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市本浦	なし
鹿共第504号	串木野市漁業協同組合	いちき串木野市本浦沖合 (へた摺山曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 41' 23" E 130° 12' 52"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市本浦	なし
鹿共第505号	鹿児島県漁業協同組合 島平支所	いちき串木野市島平沖合 (沖コンクリート曽根三六曽根)	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 49" E 130° 12' 03" 点イ N 31° 40' 26" E 130° 12' 01" 点ウ N 31° 40' 25" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 40' 48" E 130° 12' 37"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市島平	なし
鹿共第506号	鹿児島県漁業協同組合 島平支所 串木野市漁業協同組合	いちき串木野市本浦、島平沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 42' 02" E 130° 13' 01" 点イ N 31° 40' 10" E 130° 14' 56" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 15' 35" 点エ N 31° 41' 24" E 130° 14' 19" 点オ N 31° 42' 36" E 130° 13' 16"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市本浦、 島平	なし
鹿共第507号	鹿児島県漁業協同組合 島平支所	いちき串木野市島平沖合 (上のアジノ曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 46" E 130° 13' 26"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市島平	なし
鹿共第508号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)沖合(みなと曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 09" E 130° 15' 12"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市(旧市来町の区域)	なし
鹿共第509号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)沖合(中港曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 39' 40" E 130° 14' 55"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市(旧市来町の区域)	なし
鹿共第510号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)沖合(漁場曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 39' 36" E 130° 15' 09"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市(旧市来町の区域)	なし
鹿共第511号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)沖合(大鍋下曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 39" E 130° 15' 23"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市(旧市来町の区域)	なし
鹿共第512号	市来町漁業協同組合	日いちき串木野市(旧市来町)沖合(とく曽根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 37' 56" E 130° 15' 27"	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市(旧市来町の区域)	なし

鹿共第513号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)沖合(オハベ 曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 38′ 55″ E 130° 15′ 13″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市 (旧市来町の区域)	なし
鹿共第514号	市来町漁業協同組合	いちき串木野市(旧市来町)沖合(県曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 38′ 55″ E 130° 15′ 13″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	いちき串木野市 (旧市来町の区域)	なし
鹿共第515号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(のぼり瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29′ 59″ E 130° 14′ 16″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第516号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(沖の瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29′ 59″ E 130° 14′ 16″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第517号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(大福瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28′ 46″ E 130° 13′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第518号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(沖のセメント)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29′ 03″ E 130° 14′ 05″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第519号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(三竜瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29′ 03″ E 130° 14′ 05″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第520号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(下のセメント瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28′ 27″ E 130° 16′ 11″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第521号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(もと瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28′ 27″ E 130° 16′ 11″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第522号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(かみの瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28′ 16″ E 130° 14′ 33″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第523号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(中の瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 27′ 35″ E 130° 13′ 48″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第524号	加世田漁業協同組合	南さつま市(旧加世田市)沖合(みつけ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 27′ 35″ E 130° 13′ 48″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市(旧加世田市)の区域)	なし
鹿共第525号	かいゑい漁業協同組合	南九州市(旧願娃町)沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13′ 01″ E 130° 29′ 10″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南九州市(旧願娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)	なし
鹿共第526号	かいゑい漁業協同組合	南九州市(旧願娃町)地先(ザハ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 12′ 06″ E 130° 29′ 33″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南九州市(旧願娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)	なし
鹿共第527号	かいゑい漁業協同組合	指宿市開聞十町入野地先(マツガ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11′ 59″ E 130° 30′ 25″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南九州市(旧願娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)	なし

鹿共第528号	かいゑい漁業協同組合	指宿市開聞十町花瀬崎沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 11′ 35″ E 130° 30′ 02″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南九州市(旧瀬娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)	なし
鹿共第529号	山川町漁業協同組合	指宿市(旧山川町)沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 09′ 32″ E 130° 36′ 49″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧山川町の区域)	なし
鹿共第530号	山川町漁業協同組合	指宿市山川福元竹山沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 11′ 10″ E 130° 39′ 03″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧山川町の区域)	なし
鹿共第531号	指宿漁業協同組合	指宿市十二町道ノ尻沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 14′ 58″ E 130° 40′ 58″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第532号	指宿漁業協同組合	指宿市東方潟口沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 15′ 36″ E 130° 40′ 54″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第533号	指宿漁業協同組合	指宿市東方田良沖合(大野岳)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 17′ 55″ E 130° 37′ 18″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第534号	指宿漁業協同組合	指宿市岩本沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 18′ 13″ E 130° 36′ 55″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第535号	指宿漁業協同組合	指宿市岩本沖合(方塊)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 18′ 21″ E 130° 36′ 27″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第536号	指宿漁業協同組合	指宿市岩本沖合(金古丸)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 18′ 36″ E 130° 36′ 14″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第537号	指宿漁業協同組合	指宿市岩本沖合(三好丸)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 18′ 40″ E 130° 36′ 00″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第538号	指宿漁業協同組合	指宿市岩本麓沖合(西園丸)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 19′ 39″ E 130° 35′ 11″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市今和泉	なし
鹿共第539号	鹿児島県漁業協同組合 喜入支所	鹿児島市喜入生見町生見地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 20′ 15″ E 130° 34′ 40″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧喜入町の区域)	なし
鹿共第540号	鹿児島県漁業協同組合 喜入支所	鹿児島市喜入前之浜町鈴地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 21′ 33″ E 130° 34′ 27″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧喜入町の区域)	なし
鹿共第541号	鹿児島県漁業協同組合 喜入支所	鹿児島市喜入前之浜町前之浜地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 22′ 01″ E 130° 34′ 41″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧喜入町の区域)	なし
鹿共第542号	鹿児島県漁業協同組合 喜入支所	鹿児島市喜入町飯屋崎沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 22′ 01″ E 130° 34′ 41″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧喜入町の区域)	なし

鹿共第543号	鹿児島県漁業協同組合 喜入支所	鹿児島市喜入中名町中 名沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 24′ 27″ E 130° 32′ 58″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧喜入町の 区域)	なし
鹿共第544号	鹿児島県漁業協同組合 喜入支所	鹿児島市喜入瀬々串町 瀬々串沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって 囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 37′ 14″ E 130° 47′ 38″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧喜入町の 区域)	なし
鹿共第545号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市磯沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって 囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 36′ 03″ E 130° 45′ 59″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧谷山市・旧 東桜島村・旧桜島町・ 旧喜入町の区域を除く)	なし
鹿共第546号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根境沖合	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 33′ 18″ E 130° 37′ 18″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市牛根	なし
鹿共第547号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根浮津沖合	点アを中心とする半径250メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 33′ 04″ E 130° 37′ 40″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市牛根	なし
鹿共第548号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市野尻港沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 19″ E 130° 44′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村 の区域)	なし
鹿共第549号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市東桜島町湯之 地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 59″ E 130° 40′ 52″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村 の区域)	なし
鹿共第550号	垂水市漁業協同組合	垂水市海潟沖合	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 14″ E 130° 43′ 41″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市 (牛根を除く)	なし
鹿共第551号	垂水市漁業協同組合	垂水市本城川河口沖合	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 28′ 59″ E 130° 40′ 52″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市 (牛根を除く)	なし
鹿共第552号	垂水市漁業協同組合	垂水市諏訪沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 50″ E 130° 43′ 45″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市 (牛根を除く)	なし
鹿共第553号	垂水市漁業協同組合	垂水市諏訪沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 19″ E 130° 44′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市 (牛根を除く)	なし
鹿共第554号	垂水市漁業協同組合	垂水市大都沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 19″ E 130° 44′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	垂水市 (牛根を除く)	なし
鹿共第555号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市古江町沖合	点アを中心とする半径100メートルの円によって 囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 19″ E 130° 44′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市古江町	なし
鹿共第556号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市古江町沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって 囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26′ 19″ E 130° 44′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市古江町	なし
鹿共第557号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市天神沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって 囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 26′ 19″ E 130° 44′ 09″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市古江町	なし

鹿共第558号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市高須町地先	点アを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 21′ 17″ E 130° 46′ 17″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市高須町	なし
鹿共第559号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市高須町地先	点アを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 21′ 06″ E 130° 46′ 13″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市高須町	なし
鹿共第560号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市高須町地先	点アを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 20′ 21″ E 130° 46′ 33″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市高須町	なし
鹿共第561号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市高須町地先	点アを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 20′ 10″ E 130° 46′ 41″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市高須町	なし
鹿共第562号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市高須町地先	点アを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 20′ 04″ E 130° 46′ 23″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市高須町	なし
鹿共第563号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市高須町地先	点アを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 19′ 48″ E 130° 46′ 59″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	鹿屋市高須町	なし
鹿共第564号	鹿児島県漁業協同組合 佐多岬支所	南大隅町佐多馬籠尾波瀬沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 02′ 33″ E 130° 40′ 11″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)	なし
鹿共第565号	高山漁業協同組合	肝付町波見東風泊地先	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 21′ 24″ E 131° 04′ 56″		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	肝付町(旧高山町の区域)	なし
鹿共第1001号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市里町沖合 (前の曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50′ 05″ E 129° 57′ 14″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市里町の区域	なし
鹿共第1002号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市里町沖合 (ゴットイ曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52′ 34″ E 129° 56′ 52″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市里町の区域	なし
鹿共第1003号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市鹿島町円崎北地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 48′ 04″ E 129° 47′ 10″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市鹿島町の区域	なし
鹿共第1004号	坊泊漁業協同組合	南さつま市坊津町坊泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16′ 02″ E 130° 12′ 24″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町坊泊	なし
鹿共第1005号	かいゑい漁業協同組合	指宿市開聞川尻沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 09′ 31″ E 130° 32′ 48″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	8月1日～翌年2月末	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南九州市(旧薩埵町の区域)及び指宿市(旧開聞町の区域)	なし
鹿共第1006号	山川町漁業協同組合	指宿市(旧山川町)沖合 (カンガ瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07′ 45″ E 130° 37′ 04″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧山川町の区域)	なし
鹿共第1007号	山川町漁業協同組合	指宿市(旧山川町)沖合 (カン瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07′ 45″ E 130° 37′ 04″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧山川町の区域)	なし

鹿共第1008号	山川町漁業協同組合	指宿市山川福元金比羅ノ鼻地先	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10′ 59″ E 130° 40′ 02″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市(旧山川町の区域)	なし
鹿共第1009号	指宿漁業協同組合	指宿市東方沖合(田良曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17′ 45″ E 130° 41′ 07″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市 (今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)	なし
鹿共第1010号	指宿漁業協同組合	指宿市知林島北方沖合(そら曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 08′ 09″ E 130° 40′ 28″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年1月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	指宿市 (今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)	なし
鹿共第1011号	鹿児島県漁業協同組合 佐多支所	南大隅町佐多伊座敷沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 20″ E 129° 42′ 03″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年2月末日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南大隅町佐多伊座敷	なし
鹿共第1012号	鹿児島県漁業協同組合 佐多支所	南大隅町佐多島泊沖合	点アを中心とする半径300メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 19″ E 129° 41′ 33″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年2月末日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南大隅町佐多伊座敷	なし
鹿共第1013号	鹿児島県漁業協同組合 佐多岬支所	南大隅町佐多馬籠大泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 00′ 10″ E 130° 41′ 34″		第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日翌年2月末日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)	なし
鹿共第1014号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(下長瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 20″ E 129° 42′ 03″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1015号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(長瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37′ 19″ E 129° 41′ 39″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1016号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先地先(まい瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 19″ E 129° 41′ 33″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1017号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(灯台下)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 17″ E 129° 41′ 20″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1018号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(めい瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37′ 19″ E 129° 41′ 08″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1019号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(赤鼻)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 20″ E 129° 41′ 04″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1020号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(釣掛)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37′ 27″ E 129° 40′ 57″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1021号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(横瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38′ 05″ E 129° 40′ 03″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし
鹿共第1022号	甑島漁業協同組合	薩摩川内市下甑町手打地先(平瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38′ 02″ E 129° 39′ 55″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甑町手打	なし

鹿共第1023号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（野崎）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 55″ E 129° 39′ 52″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1024号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（ナベ）	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37′ 56″ E 129° 39′ 52″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1025号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（下村瀬）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39′ 00″ E 129° 39′ 34″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1026号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（二つ張）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38′ 57″ E 129° 39′ 29″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1027号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（上村瀬）	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 39′ 08″ E 129° 39′ 33″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1028号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（早崎のまい瀬）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39′ 28″ E 129° 39′ 27″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1029号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（早崎）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39′ 33″ E 129° 39′ 27″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1030号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（赤瀬）	点イを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点イ N 31° 39′ 36″ E 129° 39′ 35″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町手打	なし
鹿共第1031号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町手打地先（飛瀬）	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 40′ 02″ E 129° 40′ 29″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町片野浦	なし
鹿共第1032号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町片野浦地先（風張）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40′ 05″ E 129° 40′ 38″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町片野浦	なし
鹿共第1033号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（双子）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 05″ E 129° 41′ 09″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町片野浦	なし
鹿共第1034号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（ハナレ）	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 41′ 28″ E 129° 41′ 13″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1035号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（黒瀬）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 38″ E 129° 41′ 29″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1036号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（コノガ針）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 59″ E 129° 41′ 23″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1037号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（沖瀬）	チョウ瀬の最大高潮時海岸線とその沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし

鹿共第1038号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（針）	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42′ 22″ E 129° 41′ 48″ 点イ N 31° 42′ 22″ E 129° 41′ 49″ 点ウ N 31° 42′ 20″ E 129° 41′ 43″ 点エ N 31° 42′ 21″ E 129° 41′ 44″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1039号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（神合）	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42′ 47″ E 129° 42′ 01″ 点イ N 31° 42′ 46″ E 129° 42′ 00″ 点ウ N 31° 42′ 41″ E 129° 42′ 04″ 点エ N 31° 42′ 41″ E 129° 42′ 03″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1040号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（浦瀬）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43′ 00″ E 129° 41′ 53″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1041号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（船瓦）	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 43′ 02″ E 129° 41′ 58″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1042号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（下ノ鍛之柄）	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43′ 24″ E 129° 42′ 25″		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1043号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（立髪）	立髪 の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし
鹿共第1044号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先（大カブ瀬）	大カブ瀬 の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第三種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日翌年3月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	薩摩川内市下甌町瀬々野浦	なし